



(案)

(総則)

第1条 賃借人及び貸貸人は、この契約書に基づき、仕様書等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 貸貸人は、頭書の貸貸借物品を納入期限までに物品設置場所に納入し、貸貸借期間中、貸貸借物品をその目的に従い賃借人に使用させるとともに、その目的に従った使用ができるよう修繕、点検等を行い、賃借人は、その対価である貸貸借料を貸貸人に支払うものとする。

3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して賃借人と貸貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して賃借人と貸貸人との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、賃借人の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(物品設置場所の変更)

第1条の2 賃借人は、物品設置場所を変更するときは、貸貸人の承諾を得なければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 貸貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(貸貸借物品の検査及び引渡し等)

第3条 貸貸人は、納入期限までに、物品設置場所において貸貸借物品を完全に使用できる状態にして、賃借人に引き渡さなければならない。

2 貸貸人は、貸貸借物品を引き渡そうとするときは、その旨を賃借人に通知するとともに、貸貸借物品に係る引渡書を提出しなければならない。

3 賃借人は、前項の通知を受けたときは、納入期限までに、貸貸借物品が別記の仕様書に適合するかどうかの検査を行い、検査に合格した場合には、その引渡しを受けるものとする。

4 貸貸借物品の納入、検査及び引渡しに要する一切の費用は、貸貸人の負担とする。

5 貸貸人は、貸貸借物品を納入期限までに納入することができないとき又は貸貸借物品の納入のないまま納入期限が経過し履行遅滞となったときは、賃借人に対し、その理由及び納入の可能な日を書面により申し出なければならない。

6 賃借人は、貸貸借物品の納入のないまま納入期限が経過し履行遅滞となったときは、貸貸人に対し、相当の期限を定めて貸貸借物品の納入の履行を催告するものとする。

7 賃借人及び貸貸人は、納入期限後に、貸貸借物品の納入及び引渡しがあったときは、第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、貸貸借期間は、貸貸借物品の引渡しの日の翌日から開始する。

(貸貸借料)

第4条 賃借人は、貸貸人に対し、月の初日から末日までを1月として、当該月分に係る貸貸借料を翌月末日までに支払うものとする。ただし、当該月の日数が1月に満たないときは、当該月の貸貸借料は、当該月の日数に応じて日割計算をして得た貸貸借料(当該貸貸借料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた貸貸借料)を支払う。

2 貸貸借料の支払場所は、石狩湾新港管理組合会計管理者の勤務の場所とする。

(履行遅滞)

第5条 賃借人は、その責めに帰すべき理由により支払期限までに貸貸借料を支払わないときは、当該未払額につき、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.7%の割合で計算して得た額の遅延利息を貸貸人に支払わなければならない。

2 貸貸人は、貸貸借物品の納入及び引渡し履行遅滞となった理由がその責めに帰すべきものであると賃借人が認めるときは、当該履行遅滞に係る物品の貸貸借期間における貸貸借料の総額につき、納入期限の翌日から引渡しの日までの日数に応じ、年2.7%の割合で計算して得た額の違約金を賃借人に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金の支払を要しないものとする。

(貸貸借物品の管理)

第6条 賃借人は、貸貸借物品を、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 賃借人は、貸貸借物品に故障、破損、不具合等が生じたときは、直ちに、その旨をその理由を付して貸貸人に報告しなければならない。

(賃借人の修繕義務等)

第7条 貸貸人は、貸貸借物品に故障、破損、不具合等の損害が生じた場合は、賃借人の責めに帰すべき理由によるものを除き、貸貸借物品を賃借人に使用させるため必要な限度において修繕義務を負うものとする。ただし、貸貸借物品の故障、破損、不具合等の程度が賃借人の使用を妨げるものでないときは、この限りでない。

(転貸の禁止)

第8条 賃借人は、貸貸借物品を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ、貸貸人の承諾があったときは、この限りでない。

(案)

(瑕疵担保)

第9条 賃借人は、賃貸借物品に瑕疵があるときは、賃貸人に対し、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第3条第3項の規定による賃貸借物品の引渡しを受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。

(危険負担)

第10条 天災その他不可抗力など賃借人及び賃貸人の双方の責めに帰することのできない理由により、この賃貸借物品が滅失又は毀損等をし、この契約の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、賃貸人は、当該部分についてこの契約の履行の義務を免れるものとし、賃借人は、当該部分に相当する賃貸借料の支払の義務を免れるものとする。

(損害の負担)

第11条 賃貸借物品の経年劣化及び通常の使用による損耗を除き、賃借人の責めに帰すべき理由により賃貸借物品に故障、破損、不具合等の損害が生じたときは、賃借人が、点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

2 賃貸人の責めに帰すべき理由により賃貸借物品の故障、破損、不具合等の損害並びに天災その他不可抗力など賃借人及び賃貸人の双方の責めに帰することのできない理由により賃貸借物品の損害（経年劣化及び通常の使用による損耗を含む。）が生じたときは、賃貸人が点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 賃貸人は、この契約により知り得た賃借人の保有する個人情報その他業務上の秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第13条 賃借人は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、賃貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(賃借人の契約の解除)

第14条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により納入期限までに賃貸借物品の納入及び引渡しを完了しない場合又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと賃借人が認める場合

(2) 前号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められる場合

(3) 第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出た場合

(4) 次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 賃貸人がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により賃借人がこの契約を解除した場合において、賃貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

3 賃貸人は、第1項の規定により、この契約が解除されたときは、賃借人に対して、賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の10分の1に相当する額の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定（第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合に限る。）により、この契約が解除された場合において、この契約に係る契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保は賃借人に帰属し、賃貸人は当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が賃貸借料の総額の10分の1に相当する額に不足するときは、賃貸人は、当該不足額を賃借人の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が賃貸借料の総額の10分の1に相当する額を超過するときは、賃借人は、当該超過額を返還しなければならない。

(案)

第15条 賃借人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。  
この場合において、賃貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 賃貸人が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第18条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第18条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 賃貸人が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第18条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 賃貸人が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 賃貸人以外のもの又は賃貸人が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において賃貸人に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が賃貸人に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における賃貸人に対する命令とし、これらの命令が賃貸人以外のもの又は賃貸人が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、賃貸人に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は石狩湾新港管理組合財務規則（昭和53年石狩湾新港管理組合規則第7号）第112条の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第16条 賃借人は、第13条、第14条第1項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、解除しようとする日の1月前までに書面により通知の上、この契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより賃貸人に損害を及ぼしたときは、賃貸人にその損害を賠償しなければならない。

（賃貸人の契約の解除）

第17条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 賃貸人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を賃借人に請求することができる。

（不正行為に伴う賠償金）

第18条 賃貸人は、この契約に関して、第15条各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の10分の2に相当する額を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他賃借人が特に認めるときは、この限りでない。

2 賃借人は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、賃貸人に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。

（賃貸借物品の返還及び引取り）

第19条 賃借人は、契約が終了したときは、その附属させた物を取去して原状に復する場合及びその責めに帰すべき理由により賃貸借物品に故障、破損、不具合等の損害が生じ第11条第1項の規定の適用がある場合を除くほか、賃貸借物品を現状のまま賃貸人に返還するものとする。

2 賃貸人は、契約が終了したときは、賃借人から賃貸借物品を速やかに引き取らなければならない。この場合において、賃貸人は、賃貸借物品に係る受領書を賃借人に交付しなければならない。

(案)

3 賃貸借物品の引取りに要する一切の費用は、賃貸人の負担とする。

(契約保証金の返還)

第20条 賃借人は、賃貸借期間が満了した場合又は第13条、第14条第1項第4号、第15条若しくは第17条の規定によりこの契約を解除した場合において、賃貸人が前条の規定により賃貸借物品を引き取ったときは、契約保証金を賃貸人に返還しなければならない。

(相殺)

第21条 賃借人は、賃貸人に対して違約金その他の金銭債権があるときは、賃貸人が賃借人に対して有する契約保証金返還請求権、賃貸借料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約の更新等)

第22条 賃借人は、引き続きこの賃貸借物品を借り入れようとするとき又はこの賃貸借物品を買い入れようとするときは、賃貸借期間の満了の2か月前までに、賃貸人と、借入れ又は買入れについての協議を開始しなければならない。

2 賃借人及び賃貸人は、前項の協議が整った場合は、賃借人が適用を受ける会計法令に従い、この賃貸借物品の借入れ又は買入れに係る契約を締結することができる。

(契約に定めのない事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、賃借人と賃貸人とが協議してこれを定めるものとする。

調達物品一覧表

番号	名称	型番・規格	数量	単位	摘要
1	サーバ本体		1	台	
2	液晶モニタ		1	台	
3	外付けハードディスク		2	台	
4	無停電電源装置		1	台	
5	ソフトウェア (マイクロソフト CAL)		30	本	
6	ソフトウェア (グループウェア)		1	本	クライアント数 30
7	ソフトウェア (バックアップ)		1	本	
8	ソフトウェア (UPS 管理)		1	本	
9	UTM		1	台	

## サーバ機器等仕様書

## 1 借り上げる物品及び数量

サーバ機器等（詳細は以下に示すとおり）

## ＜ハードウェア＞

- ・サーバ機器本体 一式、
- ・操作機器 一式
- ・液晶モニタ 1台
- ・外付けハードディスク 2台
- ・無停電電源装置 1台

## ＜ソフトウェア＞

- ・アプリケーションソフトウェア（以下ソフトという。） 一式、

## ＜ネットワーク脅威対策＞

- ・UTM 一式

## 2 目的

- ・業務用コンピュータの管理（Active Directory）
- ・クライアント数 30台
- ・共有ドライブの利用（ファイルサーバ）
- ・グループウェアの利用（主に施設予約管理、スケジュール管理）
- ・ウイルス対策ソフトの管理
- ・ファイルサーバのバックアップ

## 3 賃貸借期間

平成30年8月1日から平成35年7月31日まで

ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

## 4 サーバ機器等設置場所

石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合事務所内

## 5 仕様等

## ＜共通仕様＞

- ・次の機器を作動できるように設置すること。
- ・納入する機器は未使用新品であること。
- ・サーバは24時間365日無停止運転を原則とし、システム全体の動作保証を十分考慮して選定すること。
- ・石狩湾新港管理組合では、旧サーバシステムのネットワーク、アプリケーション及び動作環境に関する仕様書等は掲示しないため、契約者が旧サーバシステムの情報を取得し把握すること。
- ・OS、ソフトについては、全てインストールのうえ設置すること。
- ・すべてのソフトウェアに最新修正モジュールを適用すること。
- ・インストールするソフト等については、全て日本語バージョンであること。
- ・石狩湾新港管理組合で保有するウイルスバスターCorpクライアントを別途インストール、設定すること。
- ・原則、旧サーバシステムの設定を継承すること。
- ・ネットワーク情報及びActiveDirectory及び関連するシステムの移行と設定を行うこと。
- ・サーバを利用するクライアントの設定変更及び接続確認を行うこと。
- ・サーバ設置終了後、設定等を記載した書面を作成し提出すること。
- ・設置時に必要な配線等の部材については、全て本業務に含まれること。
- ・設置日時については、業務への影響を最小限にするように検討すること。
- ・上記サーバ機器の設定等について、納品、設置の際に必要な費用については原則賃貸人の負担とする。

## <ハードウェア仕様>

- ・上記用途に利用可能な能力を有すること（参考仕様は下表のとおり）
- ・無停電電源装置とサーバとの接続・設定及び動作検証を行うこと。
- ・内蔵ハードディスクについては、RAID1+0により構成すること。
- ・バックアップ用に外付けハードディスクを用意すること。
- ・その他使用に必要な部品等を用意すること。
- ・賃貸借期間中における故障については、賃借人の故意または過失による場合を除き、賃貸人の負担において修理すること。
- ・サーバ本体及びモニタについては、3の賃貸借期間中、修理時に発生する交換部品代を含めたオンサイトHW保守サービス（24時間365日対応）を用意すること。
- ・外付けハードディスクについては、1年以上の保証期間を有すること。
- ・無停電電源装置は、3の借上期間について保証すること。

品名	規格・要求仕様	数量	単位	摘要
<b>【本体機器】</b>				
ベースユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タワーベース</li> <li>・外寸 177×625×456 以下（スタビライザ/突起物含まず）</li> <li>・USBポート 3.0×2 以上 2.0×2 以上</li> <li>・LANポート 1 以上</li> </ul>	1	個	
CPU	Xenon プロセッサ (3.7Ghz/4 コア/8MB) 以上	1	個	
メモリ	・16GB 以上	1	式	
内蔵ハードディスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SAS 規格</li> <li>・容量 600GB 以上</li> <li>・パーティション数 2 (Cドライブ1、Dドライブ1)</li> </ul>	8	個	RAID1+0 構成
ディスクアレイユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCI-Express3.0</li> <li>・キャッシュ 2GB 以上</li> <li>・SAS 12Gbps 以上</li> <li>・RAID1+0 対応</li> </ul>	1	個	RAID 管理及び HDD の故障管理が可能なソフトを付属すること。
内蔵ディスクドライブ	DVD-RAM	1	個	
電源ユニット	450W 以上 80PLUS Platinum 認定以上	1	個	
電源ケーブル	AC100V、3m以上	2	本	
<b>【モニタ】</b>				
モニタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LEDバックライト</li> <li>・17インチ</li> <li>・解像度 1280×1024 以上</li> <li>・アナログ RGB 1 系統 以上</li> </ul>	1	個	
<b>【操作機器】</b>				
キーボード	USB 接続 日本語 109キー	1	個	
マウス	USB 接続 光学式	1	個	
<b>【無停電電源装置】</b>				
UPS	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電時にサーバがシャットダウンするまでの電源容量が確保出来ることバッテリー交換が可能であること</li> <li>・ソフトウェアにより、動作を管理できること。</li> </ul>	1	個	
<b>【バックアップ用ドライブ】</b>				
外付けハードディスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USB3.0 対応</li> <li>・容量 6.0TB</li> <li>・電源内蔵型</li> <li>・高信頼性ハードディスクを採用していること。</li> </ul>	2	個	



### <ソフトウェア等仕様>

- ・納品時に正式なライセンス有していることを証明する書面を提出すること。
- ・各ソフトウェアのライセンスについては、契約期間中にかかる全期間について保有していること。
- ・バックアップソフトの設定及び動作検証を行うこと。

品名・参考品名	規格・要求仕様	数量	単位	摘要
【OS 及び CAL】				
Windows Server 2016	Standard 16 コアライセンス	1	個	
CAL ライセンス	WindowsServerDeviceCAL2016	30	個	
【グループウェア】				
[参考]Desknet's NEO	最新版 クライアント数 30 サポートサービス	1	個	
【無停電電源装置管理ソフト】				
[参考]PowerChute Business Edition Basic v9.1.1	以下が可能であること ・停電時の自動シャットダウン ・復電時の自動起動 ・入力電源障害の検知 ・管理及びスケジュール運用 ・UPS の状態監視 ・ログの収集	1	個	要求仕様を満たせば、参考品以外も可
【バックアップソフト】				
[参考]Veritas SYSTEM RECOVERY SERVER ED WIN 1 SERVER ONPREMISE STANDARD	以下が可能であること ・サーバ稼働状態でのバックアップ ・サーバシステム全体のバックアップ ・スケジュールによるバックアップ ・短時間でのリストア ・緊急時の即持出が可能であり、持出先での最低限の環境でデータ参照が可能	1	個	要求仕様を満たせば、参考品以外も可

### <UTM 機器仕様>

- ・最新の基本ソフト（OS）を適用し、次に掲げる機能の賃貸借期間中のライセンスを設定すること。
- ・賃貸借期間中のセンドバック保守が可能であること

項目	規格・仕様等
参考製品	チェックポイント社 CPAP-SG750-NGTP-5Y、 FORTINET 社 FortiGate-80E 等
機能	・アンチウイルス ・IPS ・WEB フィルタ ・Botnet 対策
ハードウェア構成	・10/100/1000 WANインターフェイス ×1 以上 ・10/100/1000 LANインターフェイス ×6 以上 ・USBポート ×1以上 ・UTMおよびNGFW (IPS/アプリケーションコントロール)を同一で提供していること。
ファイヤーウォール	・スループット 2.5Gbps以上 ・同時セッション数 (TCP) 400,000以上 ・新規セッション数 (TCP) 25,000/秒以上
その他	DHCP サーバ、PPPoE クライアントに対応していること

### 5 保証、保守、支援

- ・機器設置場所において、アフターサービス・メンテナンス対応が可能であること。

## 6 現在のサーバシステムの状況

### ○ハードウェア

モデル：富士通 PYT158T3N PRIMERGY TX150 S8  
CPU：Intel Xenon E5-2430 @2.20GHz  
メモリ：16GB  
モニタ：富士通 VL-17ASEL  
外付 HDD：BUFFALO HD-LXV3.0TU3C  
無停電電源装置：富士通 PY-UPAT75 SMART-UPS SMT750J

### ○OS、ソフトウェア

OS：WindowsServer2008 R2 Standard  
CAL：WindowsServerCAL2012JPN Gor DvcCAL  
グループウェア：desknet's NEO ※サポートサービスなし  
無停電電源装置管理ソフト：富士通 B5140R55C PowerChute Business Edition Basic  
バックアップソフト：Symantec System Recovery 2013 server edition BOX

### ○UTM

利用なし

### ○用途

- 業務用コンピュータの管理 (Active Directory)
- ファイルサーバ (共有ドライブの利用等)
- Desknet's 管理サーバ
- ウイルス対策ソフト管理サーバ (ウイルスバスターCorp)
- ファイルサーバのバックアップ
- クライアント数 30 台

## 7 その他

- 設定を継承する際などに使用するデータの取扱いには十分注意を払うこと。
- 契約期間中及び契約終了後においても、作業に関して知り得た業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- 作業に際して発生した不明な点は、担当者の指示に従うこと。
- この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は必ず担当者に申し出ることとし、別途協議により決定するものとする。
- 納入予定物品が導入時期にモデルチェンジ等により変更があり、入札時の証明と異なるものとならざるを得ない場合は、必ず事前に協議すること。
- 借上物品 (ソフトウェアを含む。) の稼働については、物品の製造者の如何に関わらず、契約者が最終責任を負うこととする。